

管理委託契約約款

(目的)

第1条

この約款は、言語の著作物の著作権を保護し利用の円滑化を図るため、株式会社リブラ・エージェンシー（以下、「受託者」という）と委託者との間で締結する委託契約の内容を定めることを目的とする。

(受託の範囲)

第2条

委託者は、委託者が指定する著作物の著作権のうち、複製権、公衆送信権、伝達権、譲渡権で管理委託契約において指定したものを受託者に移転し、受託者は、委託者のためにその権利を管理するものとする。

(契約期間)

第3条

契約期間は、管理委託契約の締結の日から2年とする。ただし、契約期間満了の3ヶ月前までに、受託者又は委託者が反対の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間更新されるものとする。

(使用料の徴収の方法)

第4条

受託者は、文化庁長官に届け出た使用料規程に基づき、利用者から使用料を徴収するものとする。

2.

受託者は、利用許諾契約の締結の促進、または管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で、文化庁長官に届け出た使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利用者に請求することができる。

(使用料の分配の方法)

第5条

この約款における受益者は受託者とする。ただし、委託者は、受託者の同意を得て、第三者を受益者に指定し、または指定した受益者を変更することができる。

2.

受託者は、受託者が収受した使用料を、当該使用料の収受の日から60日以内に、受託者に分配するものとする。

(受託者の報酬)

第6条

委託者が受託者に支払う報酬は、受託者が収受した使用料の30%以内で受託者が定めた率とする。

第7条

受託者は、受託者が収受した使用料を分配する際に、6条で定めた報酬を控除するものとする。

(約款及び管理委託契約の変更の方法)

第8条

受託者は、この約款を変更した場合は、遅滞なく事務所における掲示、インターネットによる公開により変更された約款を公示するとともに、委託者に通知しなければならない。

2.

この約款の変更の内容に異議のある委託者は、通知の到達した日から1ヶ月以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。

3.

前項に定める公示の日から3ヶ月経過しても前項に定める解除の申し出がないときには、委託者は約款及び管理委託契約の変更について承認したものとみなす。

(管理委託契約の承継の方法)

第9条

相続または営業譲渡、合併もしくは分割により受託者の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとする。

2.

委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を受託者に届け出なければならない。なお、相続人であり承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとする。

(管理委託契約の解除の方法)

第10条

委託者または受託者は、管理委託契約に違反する行為があったときは、相当の期間を設けて、当該契約上の義務の履行を催告した上で、義務の履行がない場合は、管理委託契約を解除することができる。

2.

受託者は著作権等管理事業法第9条各号のいずれかに該当することとなった場合において、同条第1号、同条第3号、または同条第4号に該当することとなったときは、委託者

は本約款第10条第1項に定める手続きにより管理委託契約を解除できるものとし、著作権等管理事業法第9条第2号に該当することとなったときは、受託者が破産の宣告を受けたときをもって、管理委託契約は当然解除されたものとする。

(委託者の事情に応じて管理委託契約の内容に違いを設ける場合においてはその方法)

第11条

委託者は、管理委託契約の締結に当たり、受託者の同意を得て、この約款に定める受託者の権限に加えられた制限以外の制限を定めることができる。

(財務諸表等の提出)

第12条

受託者は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、事業所における掲示、インターネットによる公開により委託者に提供するものとする。

附則

(実施の日)

本約款は、文化庁長官が届出を受理した日から施行する。

本約款は、平成24年7月20日から施行する。